担当部署: 福祉課

処分の概要	登録の取消し
	大河原町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ く基準該当事業所の登録等に関する規則 第8条
例 規 番 号	平成21年規則第10号

【基準】

第8条の規定による。

(登録の取消)

- 第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該基準該当事業所の登録 を取り消すことができる。
 - (1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたとき。
 - (2) 第3条第3項に規定する基準を満たすことができなくなったとき。
 - (3) 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の請求に関し不正があったとき。
 - (4) 登録事業者等が前条第1項の規定により報告又は帳票書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (5) 登録事業者等が前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応じず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、登録事業者の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
 - (6) 不正の手段により第3条に規定する登録を受けたとき。

備考